(登碌申請書の旅付書類)

する。第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものと

- 面同じ。))の住民票の写しまたはこれに代わる書面および略歴を記載した書合にあつては、その役員を含む。<u>第四項および第二十人条第三項においてつては当該登録申請者およびその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあては当該登録申請者によびその法定代理人(法定代理人が法人である場合にありてはその役員、屋外広告業に関し成」登録申請者(法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成</u>
- る場合にあつては、法人の登記事項証明書または成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人)が法人であ二一 登録申請者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者
- 三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面
- あることを証する書面四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者で

の (器)

요 (容)

場合は、住民票の写しまたはこれに代わる書面の添付を要しない。第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)を利用することができるしくは法定代理人または業務主任者に係る本人確認情報(同法第三十条の五八十一号)第三十条の八第一項の規定により登録申請者もしくはその役員もは、項一項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第

(変更の届出)

第二十八条 (略)

- に応じ、当該各号に定める書類とする。 条例 第三 十四 条 第二項 の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分
  - ものに限る。)ろ書類(役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となった者に係るる書類(役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となった者に係る例第 三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書、条しようとする者が個人である場合にあってはその者の住民票の写しまたは一条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更 変更の届出を
  - 二条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更

(登録申請書の旅付書類)

する。第二十六条 条例第三十一条第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものと

门

- 面および略歴を記載した書面合にあつては、その役員を含む。))の住民票の写しまたはこれに代わる書合にあつては、その役員を含む。))の住民票の写しまたはこれに代わる書つては当該登録申請者およびその法定代理人 (法定代理人が法人である場合にあ年者と同一の能力を有しない未成年者または成年被後見人である場合にあ一 登録申請者 (法人である場合にあつてはその役員、屋外広告業に関し成
- る場合にあつては、法人の登記事頃証明書または成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人)が法人であ」」登録申請者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者
- 三 業務主任者の住民票の写しまたはこれに代わる書面
- あることを証する書面四 業務主任者が条例第三十九条第一項各号のいずれかに該当する者で

い (器)

요 (容)

(膵設)

(変更の届出)

第二十八条 (路)

- に応じ、当該各号に定める書願とする。3 条 例 第 三 十 四 条 第 二 項 の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分
  - ものに限る。)る書類(役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となった者に係るる書類(役員の氏名を変更する場合であつて新たに役員となった者に係る例第三十一条第二項の書面および第二十六条第一項第一号に掲げこれに代わる書面、法人である場合にあつては法人の登記事項証明書、条しようとする者が個人である場合にあってはその者の住民票の写しまたは一条例第三十一条第一項第一号に掲げる事項の変更 変更の届出を
  - 二条例第三十一条第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更

敦 を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書 を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書 三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明 三 条例第三十一条第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明 書(法定代理人が法人である場合に限る。)、条 例 第 三 十 一 条 第 二 頃 の 書(法定代理人が法人である場合に限る。)、条 例 第 三 十 一 条 第 二 頃 の 書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人 書面および第二十六条第一項第一号に掲げる書類(新たに法定代理人 となった者(法定代理人が法人である場合にあっては、新たに役員となっ となった者(法定代理人が法人である場合にあっては、新たに役員となっ た者)に除るものに限る。) た者)に係るものに限る。) 四、条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更、第二十六条 四 条例第三十一条第一項第四号に掲げる事項の変更 第二十六条 第一項第三号および第四号に掲げる書類 第一項第三号および第四号に掲げる書類 3 前頃の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の八第一頃の規 (海敦) 定により変更の届出をしようとする者もしくはその役員もしくは法定代理人 または業務主任者に係る本人確認情報を利用することができる場合は、住民 票の写しまたはこれに代わる書面の派付を要しない。